



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市と藤野町との合併協議が始まる

相模原市と藤野町で構成する「相模原市・藤野町合併協議会」の第1回協議会が、4月25日（月）午後3時からけやき会館5階大樹の間で開催され、相模原市と藤野町による合併に関する協議がスタートしました。

当日は、協議会の規約・規程などに関する報告や、平成17年度事業計画、予算、合併協定項目、合併の方式などの協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。

報告事項

次の規約・規程について、報告し、承認されました。

第1号 協議会規約について
協議会の目的、組織、事務等について定めたもの。

第2号 幹事会規程について
協議会を構成する各市町の助役等が構成員となる幹事会の運営等について定めたもの。

第3号 専門部会規程について
協議会を構成する各市町の部長、課長等が構成員となる専門部会の運営等について定めたもの。

第4号 事務局規程について
事務局が行う事務の内容など、事務局運営等について定めたもの。

第5号 財務規程について
予算・決算の手続きなど、協議会の財務について定めたもの。

第6号 会議運営規程について
協議会の会議の運営について定めたもの。

第7号 会議傍聴規程について
傍聴の手続きなど、協議会が開催する会議の傍聴について定めたもの。

主な意見

藤野町委員

合併の是非をどのように協議するのか。また、協議事項について、会長からだけでなく委員からの提案を認めてはどうか。

事務局

合併の是非は、合併協議項目の積み重ねの結果だと考える。合併協議項目の全てについて合意ができれば合併は是となるものである。また、協議項目は専門的なものが多いため、専門部会、幹事会を経て会長から提案させていただくことになっている。

藤野町委員

会議の議事の進め方について、全会一致でない場合でも3分の2以上の賛同をもって進めてしまうのか。あるいは分科会を設置し別に協議す

ることもあるのか。

小川会長

議決は原則として全会一致であるが、そうでない場合は皆さんの意見を聞きながら進める。

協議事項

第1号 平成17年度事業計画について

原案のとおり決定

- 1 会議の開催
相模原市及び藤野町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

第2号 平成17年度予算について

原案のとおり決定

平成17年度予算
歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	40,000
歳入	合計	40,000

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	34,940
2 総務費	1 事務局費	4,889
3 予備費	1 予備費	171
歳出	合計	40,000

主な意見

藤野町委員

合併協定書の調印は町と市で行うので、協議会で調印するのはおかしいのではないか。

事務局

合併協定書は、協議会の中で議論した内容を取りまとめるものであり、構成団体に確認のため調印を行うも



のである。

藤野町委員

意見募集はどのような方法で行うのか。また、3つの協議会で合同発行する協議会だよりの費用負担はどのようになっているのか。

事務局

ホームページ等への意見の書き込みや電話等による意見募集を考えており、合併市町村基本計画を作成する際の意見募集を実施することにより、パブリックコメントと同様の効果が得られると考える。また、協議会だよりの費用は、3つの協議会で合同発行した場合には、それぞれ3分の1ずつ負担することで取り決めている。

藤野町委員

既に1市2町で協議済みの案件について、この協議会ではどのように調整するのか。

事務局

1市2町の協議結果を踏まえ協議することが論理的だと考える。

第3号 合併協定項目について

原案のとおり決定 (ただし、合併市町村基本計画の協議の中で、合併について総合的に意見を述べあう機会を設けることを確認した。)

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置

主な意見

藤野町委員

合併市町村基本計画は別組織を作って検討されたものが協議会に提出されるのか。

事務局

1市3町任意合併協議会の「まち

相模原市・藤野町合併協議会

相模原市と藤野町の合併協議が始まる・・・1～3面

相模原・津久井地域合併協議会 (相模原市・城山町・津久井町・相模湖町)

5月16日合併協議が始まる・・・3面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

神奈川県知事へ要望書提出・・・3面